

『貝塚市災害時要援護者避難支援計画』 を策定しました。

～災害時の支えあいに向けて～

問合せ先
庶務課危機管理係 ☎433-7392

災害時要援護者避難支援計画とは？

自然災害が発生したときには、より安全と思われる場所へ避難する必要がありますが、わたしたちが暮らす地域には、高齢者や障害のある人をはじめ、円滑かつ迅速に避難するためには何らかの手助けが必要な人も多くみられます。こうした災害時に弱い立場におかれる「災害時要援護者」への情報伝達や早期救助、避難誘導、避難生活における配慮などといった多くの課題に対応できるよう、あらかじめ支援できる体制を整えておくことが大切です。

しかし、大規模災害が発生した場合は、行政職員も被災者となる可能性があるとともに、消火、救急、道路の確保や治安の維持など行政がおこなう対策は多岐にわたり、地域における要援護者の避難支援等の取組みは地域の力に頼らざるを得ない状況となることが予想されます。

このような背景をふまえ本市では、防災対策においては「地域の人は、地域で守る。」を基本とし、地域のさまざまな人と人とのつながりにより平常時・災害発生時を通じた支援体制づくりを進めていくものとして、このたび「貝塚市災害時要援護者避難支援計画」を策定しました。

対象者と個別支援計画作成の流れについて

